

宿泊約款

適用範囲

- 第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。
- 2 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

- 第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
1. 宿泊者名
 2. 宿泊日及び到着予定時刻
 3. 宿泊料金(原則として別表第一の基本宿泊料による)
 4. その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊者が宿泊中に前項第2の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し込みがなされた時点で新たな宿泊約款の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

- 第3条 宿泊契約は当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときにはこの限りではありません。
- 2 前条の規定のより宿泊契約が成立したときは宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます
- 3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し第7条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは違約金について賠償金の順序で充当し残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いいただけない場合、宿泊契約は、その効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りません。

申込金の支払いを要しないこととする特約

- 第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

インターネット並びにメールでの宿泊契約に関する特約

- 第5条 インターネット上の弊社ホームページ並びにこれに準ずるページをご覧の上、メール又はインターネット上の予約システムにて予約申し込みを行った場合、本約款が適応されることとします。

宿泊契約締結の拒否

- 第6条 当ホテルは次に掲げる場合において宿泊契約の締結に応じないことがあります。
1. 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき
 2. 満室により客室の提供ができないとき
 3. 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
 4. 宿泊しようとするものが伝染病患者であると明らかに認められるとき
 5. 宿泊に関し、当ホテルに対し合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 6. 天災や施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき
 7. 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき

宿泊客の契約解除権

- 第7条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべく事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを

求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除く)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって宿泊客が宿泊江規約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限りません。

- 3 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで、宿泊当日の午後8時(予め到着時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当ホテルの宿泊解除権

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- 1 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - 2 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 3 宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 4 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
 - 5 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 6 寝室での寝タバコ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規定の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
- 2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

宿泊の登録

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて次の事項を登録していただきます。

- 1 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - 2 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - 3 出発日及び出発予定時刻
 - 4 その他当ホテルが必要と認める事項
- 2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、

クレジットカード等通貨に変わりうる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時それらを提示していただきます。

個人情報の利用目的のご案内

情報の内、お名前・住所につきましては弊社グループで持合い、ご挨拶や宿泊プラン、通信販売等の新商品やサービスに関する情報のご案内を差し上げるために利用します。不都合がある場合は、フロントへお申し出ください。

客室の使用時間

第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- 1 超過2時間までは、1時間 +2,000円
- 2 それ以降、当日に空室がある場合は、1時間2,000円で継続が可能
- 3 13時以降は、1日分
- 4 翌日が満室の場合、延長は承れません。

利用規則の遵守

第11条 宿泊客は当ホテルにおいては当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

営業時間

第12条 当ホテルのフロントの営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けのパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします

- 1 フロント・キャッシャーサービス時間

(イ)門限設定無し。客室は24時間出入り可能

(ロ)フロントサービス 午前6時～午前0時

- 2 前項の時間は必要やむを得ない場合は臨時に変更する事があります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

- 2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けません。

当ホテルの責任

- 第14条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客の損害を与えたときは、その損害を補償します。ただしそれが当ホテルの責めに記すべき事由によるものでないときはこの限りではありません。
- 2 当ホテルは万一の火災等に対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

- 第15条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了承を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに記すべき事由が無いときは、補償料を支払いません。

委託物等の取り扱い

- 第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失・毀損等の損失が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を補償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは10万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失・毀損が生じたときはその損害を補償します。ただし宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告がなかったものについては10万円を限度として当ホテルはその損害を補償します。

宿泊客の手荷物または携帯品の保管

- 第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含めて7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。その他、お忘れ物の保管は、特に指定のない限り出発後3ヶ月までとさせていただきます。

駐車場の責任

- 第18条 宿泊客が当ホテルの駐車場を利用する場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず当ホテルは場所を提供するものであって、車両の管理にあたり、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

- 第19条 宿泊客の故意または過失によって当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金の内訳(第2条、第13条関係)

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	室料	基本宿泊料金
	施設利用料	
	追加料金	飲食・温泉 その他の利用料金
	税金	消費税 入湯料

※基本宿泊料金はホームページに掲載する場合、フロントでお渡しする別表による

別表第2 違約金(第7条関係)

	総人数に関わらず一人当たり
不 泊	100%
当 日	50%
前 日	無 料
それ以前	無 料

※%とは基本宿泊料に対する違約金の比率

以上の約款は、国際観光ホテル整備法第11条の規定に沿ったモデル約款をベースにし、個人情報管理等を加筆し作成しています。

2008年12月改訂版